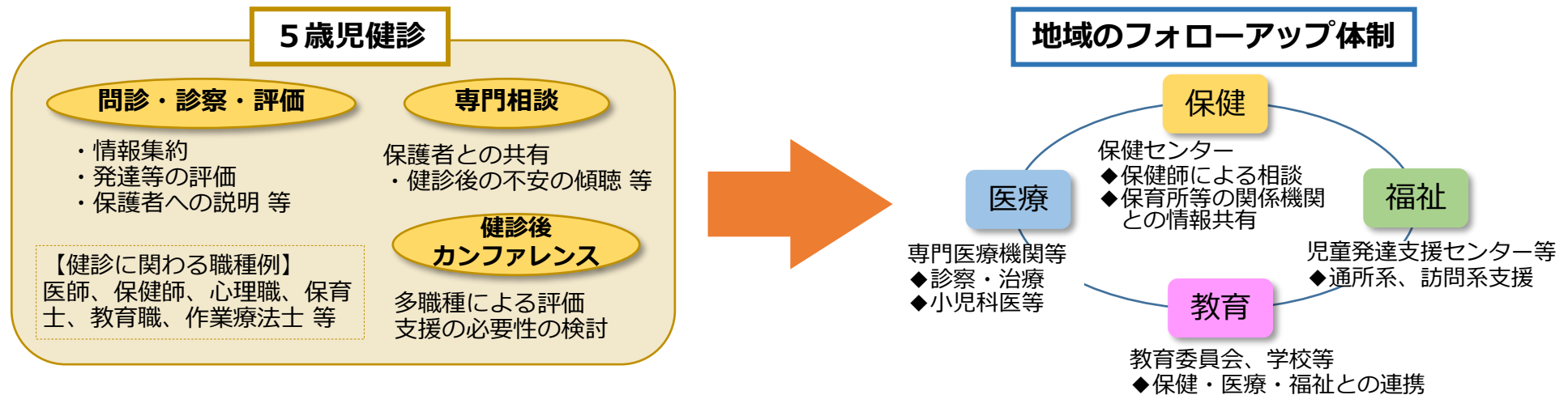


- 母子保健法において、「1 歳 6 か月児健診」「3 歳児健診」のみ実施が義務（※ 5 歳児健診は任意）
- 5 歳児は、言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、子供の個々の発達の特性を早期に把握する 5 歳児健診の実施は重要（※健診の実施主体は区市町村）
- 5 歳児健診において所見が認められた場合には、必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が必要



【新規】 5 歳児健診区市町村支援事業

令和 7 年度予算案：165 百万円

- | | |
|-----------------------|---|
| ① コーディネーター配置にかかる費用の補助 | 健診実施やフォローアップに当たっての関係機関との連携促進を行うコーディネーター配置に係る費用を補助 |
| ② 普及啓発に要する費用の補助 | 健診の意義や健診後のフォローアップ体制の周知に係る普及啓発資材の作成・配布等に要する費用を補助 |